

〈論 説〉

# フランス革命に関する バークの最初期の思索（上）

— 革命勃発後の諸書簡から  
「軍事予算演説」に至るまで —

土 井 美 德

## 目 次

はじめに

- 1 革命の「自由の精神」への懷疑
  - (1) チャールモント伯への書簡
  - (2) ウィンダムへの書簡
  - (3) フィッツウィリアムへの書簡
- 2 反革命思想の定式化
  - (1) 「自然的中庸」に根ざした社会的自由
  - (2) 戦争の正当事由と統治形態の問題
  - (3) 政治的創意工夫と未完の実践的完全性
- 3 フランス革命の伝染性とブリテン国制
- 4 『軍事予算に関する演説』

むすび

以上、本号

## はじめに

本稿の目的は、『フランス革命の省察』に至るまでのバークの最初期の反革命思想の形成をたどることにある。とくに1789年7月14日のバスチュ襲撃以降のバークの一連の書簡と1790年2月の軍事予算演説の分析を通して、フランス革命を歓迎するブリテンの一般的風潮のなかで、バークがなにゆえに当初からフランス革命に対して懷疑的なまなざしを持っていたのか、彼に懷疑を抱かしめたその契機が何であったのかを同定する。

フランス革命に対するブリテンでの一般的な反応は、革命の進展と成果を歓

迎するものであった。その背景には、ルイ14世時代の「普遍的君主政」とその專制主義の脅威という記憶が存在した。さらにその記憶は、七年戦争(1754–1763)と、アメリカ独立戦争におけるフランスの参戦という経験によって再現前化されていた。この記憶は、一方で專制主義に対する自由の擁護という理念的な次元での反フランス意識として、他方ではヨーロッパの国際関係における国益上のフランスへの対抗意識として現れていた。したがって、フランス革命の進展を歓迎する態度の中には、一方で、リチャード・プライスやトマス・ペインのような急進主義者や、ウィッグの領袖であるウィリアム・フォックスらの改革主義者に見られたように、「自由」の実現という理念的な立場からのフランス革命の肯定的評価が沸き起つた。他方で、ウィリアム・ピットに典型的に確認されたように、フランス国家の衰退とともになうブリテンの国益と安全保障における好転という国際関係上の観点から革命を歓迎する見解が存在した。ある種のドグマティックさをともなう前者の立場は、革命の事態が進行するなかでも変容しづらかったが、ピットのようなプラグマティックな態度は、革命の進展のなかで国益と安全保障の観点から反革命へと容易に転換しうるものであつた。<sup>1)</sup> そうしたなかにあって、バークは、フォックス的な自由と改革の理念的な擁護でもなく、ピット的なプラグマティックな立場からの革命歓迎（あるいは反革命）でもなく、革命の性格それ自体をめぐって当初から懐疑的な態度を示していた。後に徹底した反革命思想の展開へといたるバークの懐疑がどのような思考様式のなかで生まれていたのか。この問いを、革命直後のバークの思索のなかから明らかにすることが本稿の課題である。

1) この時期のバークの動向と見解については、以下を参照。F. P. Lock, *Burke's Reflections on the Revolution in France*, London, 1985, 31–61; Lock, *Edmund Burke, Volume II : 1784–1797*, Oxford, 2006, 243–284. Richard Bourke, *Empire & Revolution: The Political Life of Edmund Burke*, Princeton, 2015, 604–626. 岸本広司『バーク政治思想の展開』御茶の水書房、2000年、531–51。バークの一次資料は以下を用いた。The *Writings and Speeches of Edmund Burke*, ed. Paul Langford et al., 9 vols., Oxford, 1981–2015. 引用はWSの略号で記す。The *Correspondence of Edmund Burke*, ed. Thomas W. Copeland et al., 10 vols., Cambridge, 1958–78. Corrの略号で記す。邦訳については以下を参照した。半澤孝磨訳『フランス革命の省察』みすず書房、1989年。中野好之編訳『バーク政治経済論集』法政大学出版局、2000年。

従来の研究においては、1789年7月のバスチュ襲撃以降の一連の書簡や、1790年2月のバークの「軍事予算に関する演説」は、彼が『フランス革命の省察』を執筆するに至った経緯を説明するための前史的な考察として取り上げられる傾向にあり、この時期のバークの思索それ自体に見られる思想的射程を、『省察』以降の1790年代の彼の一連の著述で展開された思想との関連で明らかにしようとする研究は決して十分だとはいえない。<sup>2)</sup>

他方、本稿での作業と結論は、アメリカ独立問題やアイルランド問題、インド問題において確認されるバークの自由主義的な思考とは対照的ともみえる彼の反フランス革命思想のもつ啓蒙のオルタナティヴとしての特徴を明らかにするとともに、1790年代のバークの国際関係思想を読み解くための準備考察でもある。彼の国際関係思想は、独自の文明社会観に根ざした国制論の延長戦上において展開されたものだと考えられるからである。<sup>3)</sup>

2) バークのフランス革命批判に対しては、フランスの実情を正確に把握できていないとの批判も寄せられてきた。たとえば、コバンは、『省察』で提示されたフランスの情報はきわめて不正確であり、「アメリカやインド、アイルランドに関する彼の著作や演説と著しく対照的」だと指摘する (Alfred Cobban (ed.), *The Debate on the French Revolution*, Second Edition, London, 1960, 5)。他方、ロックは、バークがフランスを訪問して視察したのは確認される限り1773年の一度だけであるが、英仏両国の競争関係のゆえに、彼は政治家として継続的にフランス事情に通じていたとしている (Lock, Edmund Burke, 248–250)。この点でとくに注目に値するのは、七年戦争 (1754–68) の直後に著された『国民の近年の状態についての所感』 (*Observation on a Late State of Nation*, 1769) である。彼は、七年戦争後のフランスの切迫した財政状況についてデータにもとづきながら詳細に論じたうえで、こう指摘している。「私が思うに、フランスの財政事情についてある程度の注意ないし情報をもって考察する者ならば誰でも、財政システム全体における途方もない動乱を予測するに違いない。それがフランスに与える、さらにはヨーロッパ全体にすら及ぼす影響を推し量ることは困難である」と (WS, II, 151)。以来、バークは、バスチュ襲撃事件直後のチャールモント宛書簡にも記されているように、「数年間、事態がどう進展するのか注視してきた」ものと考えられる (Corr, VI, 10)。

3) 英国学派の創始者の一人であるマーティン・ワイトは、バークを「政治理論から国際理論へ全面的に転換した唯一の政治学者」と評価する。Martin Wight, ‘Why Is There No International Theory’, in Herbert Butterfield and Martin Wight (eds.), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, Cambridge and Massachusetts, 1966, 18–22。佐藤誠ほか訳『国際関係理論の探求——英国学派のパラダイム』日本経済評論社, 2010年, 2–7。

## 1 革命の「自由の精神」への懷疑

### (1) チャールモント伯への書簡

— ‘To the Earl of Charlemont’ (9 August 1789)

バークがフランス革命に言及した最初の記録は、1789年8月9日のチャールモント伯への書簡<sup>4)</sup>において確認される。それは、バスチユ襲撃（7月14日）の3週間後である。彼は革命勃発直後のフランスの状況を、「隣接するライバル国で繰り広げられている驚嘆すべきスペクタクル」と表現し、「自由を求めるフランスの闘争を、驚きをもって凝視している」が、いまだそれが「非難すべきか賞賛すべきか分からぬ」と記している。この書簡からは、フランス革命が、「自由」を旗印として掲げながらも、ブリテンの改革とも、あるいはかつての名誉革命やアメリカ独立革命ともまったく次元を異にする、異質な何かを孕んでいることを、バークが当初から感じ取っていたことがうかがわれる。「逆説的で不可解な」という彼の言葉がそれを端的に示している。バークは、たしかに自由を求める「その精神は賞賛しないわけにはいかない」としながらも、「ショッキングな様式」で現れたその「獰猛さ (ferocity)」をとりわけ懸念している。

この時期の彼の思索のなかでとくに焦点となっていたのは、フランス革命における自由を求める際の「獰猛さ」がどこから来ているのか、すなわちそれが単に「突発的な爆発」によるものなのか、それとも「偶然的」なものを超えた、何か本来的な「性質」に由來したものなのかという問い合わせであった。仮に、自由を求める際の獰猛さが現下のフランスの「民衆 (people)」の性格に根ざすものだとすれば、彼らは「そもそも自由に対する適性を欠いている」とバークは指摘する。すなわち、「自由 (Liberty)」とは、「放縱 (Freedom)」を制約するための「自然的中庸 (natural moderation)」という確固たる基盤」を必要とするものであり、さもなければその自由は、フランス国民にとって「有害な」も

4) To the Earl of Charlemont — 9 August 1789, in Corr, VI, 9-12.

5) バスチーム襲撃は早くも7月18日にロンドンの新聞で報道されている (Corr, VI, 10, n.1)。

6) バークは、「自然的中庸」の概念を、〈自由の抑制〉という文脈とともに、〈権力の抑制〉という観点からも論じている。「権力を最も良く矯正できるのは自然的中庸にはかならぬ

のとなるだけでなく、他国のすべての国民にとっても「全く厄介なもの (a perfect Nuisance)<sup>7)</sup>」となる。注目すべきことに、90年代にバークが展開した反革命思想の重要な論点のいくつかが、すでにこの書簡のなかに確認できる。革命を推進する民衆の習俗や気質に根ざした「獰猛さ」、フランス国家の「隣接性」とその相隣関係にもとづく「迷惑性」、革命の「精神」が国家を超えてその害悪性を人類全体に及ぼす危険性といった論点は、フランス革命以後のバークの思想展開を読み解くうえでとりわけ重要である。

とはいって、「この大事件の推移を述べることはいまだ困難だと思われる」との言葉にあるように、バークは、この段階ではまだフランス革命に対する評価を固めきれてはいない。フランス革命に関する最初期の一連の書簡のなかで彼が一貫して重視していたのは、革命のなかに「中庸」の原理が働くのか、それを担保する指導者側の叡智 (wisdom)、賢慮 (prudence)、熟慮 (deliberation) が存在しているのかという点であったが、本書簡もまたこう締めくくられている。「堅固な国制を形成するためには、精神とともに叡智を必要とする。今後見ていくべきは、フランス人が自分たちのあいだに賢明な首領を持つのかどうか、その首領が叡智に見合うだけの権威をそなえられるのか否かである」(Corr, VI, 10)。

## (2) ウィンダムへの書簡 — ‘To William Windham’ (27 September 1789)

フランス革命に関するバークの思索の跡が続いて確認できるのは、最初の書簡から 7 週間ほど経った 9 月 27 日付のウィリアム・ウィンダム宛書簡である。<sup>8)</sup> すでに 8 月 26 日には『人権宣言』が採択され、民主主義の精神がよりいっそう顕在化していた。こうしたさなかにパリを視察したウィンダムが帰国後にバ

い」(WS, IV, 287)。

7) フランス革命が「自由」に関わる出来事のゆえにバークが慎重に思索していたことは、『省察』でも吐露されている。「抽象的には、自由は人類に与えられた賜物の一つである」が、しかしながらそれは、「状況」次第で「人類に対して有益にも有害にもなる」と(WS,VIII, 58 =『省察』12)。

8) To William Windham — 27 September 1789, in Corr, VI, 24-6. ウィンダムは 1770 年代後半にバークから影響を受けて以来、彼と長く政治行動を共にしてきた下院議員である (Ibid,VI, 20)。

クに送った書簡には、こう報告されている。「新しい国制はさしたる戦闘行為もなしに決着を見るでしょう。完全な静穏と満足がその国において確立されるかどうかは別問題ですが、しかし政治的動乱が起りそうな見込みはないものと私には思われます」。そして、バークが最も注視している賢明なる政治的指導という点に関しては、「国民議会にはいまだ決定的な指導権をもつ人物はいません」としながらも、その第一人者としてミラボーの名を挙げている。ウインダムによれば、「国民議会の無秩序ぶりと不正行為について語られていることには多分に誇張が含まれて」おり、「私の予測では、…状況はほどなくして完全に秩序を取り戻すでしょう」と。<sup>9)</sup>

ウインダムのこうした楽観的な見通しに対して、バークは返信のなかでかなり懐疑的な見解を示している。彼が懸念していたのは、長い間「政治的隸従(servitude)」のもとにあったフランス国民が、革命によって「隸従」から解放されるとともに、「法と道徳のくびき」をも脱ぎ捨ててしまっている状況であつた。<sup>10)</sup> そして、現在のフランスには「王位の利益を支持する武装した党派」が存在しないため、たしかに体制決着をめぐって「大規模な戦闘行為」は起りえないだろうとしたうえで、しかし問題は、「紙面上の…国制」において「確立された何らかの統治形態が服従(obedience)を、とりわけ課税の取り決めへの服従を調達できるか」という点にあると指摘する。<sup>11)</sup>

このように「隸従(servitude)」とも「放縦(freedom)」とも異なる「服従(obedience)」の原理の重要性について、バークは初期の一連の書簡のなかで繰り返し強調している。民主主義の精神のなかに、政治的権威と服従原理を融

9) William Windham to Edmund Burke—15 September 1789, in Corr, VI, 21.

10) 「法と道徳のくびき」は、後の諸著述のなかで、古来の習俗・感情・道徳意見として展開される。

11) バークが念頭に置いているのは、国民の同意を受けていない租税をすべて違法とする国民議会の6月9日の決議、さらには封建的諸特権と十分の一税の廃止に関する8月4日から11日の国民議会の決定である (*Ibid.*, VI, 25, n.1, 2)。この時期のバークの関心は、国民議会による新たな課税の導入とそれが及ぼすプロパティの破壊という点に向けられている。ウインダム宛返信のなかでも、「恐ろしい様相のなかであらゆる人びとのプロパティが事情次第で変更される悲惨な状況」を伝える、息子リチャードへのパリゾー夫人(Madame Parisot)の書簡(9.14付)を引証している (*Ibid.*, VI, 25-6)。

解させてしまう危険性を見て取っているのである。彼はいう。国民議会は「民衆の声 (the popular voice)」を大義名分に既存の秩序や課税の転覆を図っているが、しかし最も問われるべきは、その行使が「確立された権威がもつ機能」にもとづいているのかどうかである、と。彼にとって「民衆の声」は、あくまで確立した所与の政治秩序の正統性のなかで発揮されるべきものであり、さもなければ、「民衆の声」という論理は、服従原理を解体して放縫をもたらすことによって、後述するように、アナーキーと專制を招来する。それゆえ、彼は、民意にもとづく革命のなかに一定の「熟慮の能力 (deliberative capacity)」がそなわっているのかどうかという点を見極めようとしたのである。こうした洞察の背景には、「精神としての民主主義 (the Democracy that is the Spirit)」に対するバークの懸念が存在している。彼の眼には、フランスの現在の統治形態は、アメリカのそれと比べても、「世襲の王位」が存在しているという点を除けば、はるかに「真に民主主義的なもの」と映じていた (Corr, VI, 25)。ウインダム宛書簡に先行する9月10日の段階で、国民議会は、革命後の新たな国制において上院の設置を拒否し、一院制議会を採る旨を決定している。<sup>12)</sup> ウィンダム宛書簡で言及された政治的「熟慮」の問題や、アメリカ以上に「民主主義的」であるとの懸念の背景には、国民議会のこうした急進化が影響していたと思われる。バークにとって、アメリカの共和制は、君主制は採っていないけれども、大統領、上院、下院からなる混合政体を採ることで権力の抑制と均衡を図っている点においてブリテンの古来の国制との類縁性があった。実際、バークは、1791年の下院の審議のなかで、アメリカの「共和政体 (a republican government)」を、フランスと比較しながら、こう説明している。アメリカの国制は、「イングランドの古き良き性質」を現地の「状況」に適応させるべく、「ブリテン国制 (British constitution) の範型に従って」形成されたものである、と。

---

12) Lock, *Edmund Burke*, 245.

13) *The Parliamentary History*, XXIX, 365–6. 『国王叛逆の総裁政府との講和 第三書簡』(1797)でも、アメリカはヨーロッパ起源に属しているが、しかし「ヨーロッパから継承した習俗、法、慣習のあらゆる形跡を、フランスのように破壊してはいない」と述べている (WS, IX, 325)。

ウインダム宛書簡のなかでは、後にパークが反革命のレトリックとしてしばしば用いる「アナーキー」という術語はいまだ使われていないが、パークがアナーキーの言葉で表現しようとした意味内容の原型は、前述の「法と道徳のくびき」論においてもすでに現れているといってよい。アナーキーという術語を用いて革命批判が明示的かつ本格的に展開されるのは、1790年2月の下院における「軍事予算に関する演説」においてであり<sup>14)</sup>、そこでは「民主主義それ自体」の性格を「アナーキーの精神」が生み出す害悪として説明される。パークが「アナーキー」という術語で表現しようとした重層的な意味内容についての語用論な分析は、本稿（下）での考察に委ねるが、民主主義との関係でいえば、フランス革命の自由の大義が実際に目的とするところは、彼によれば、「あらゆる諸制度を水平化する」ことにあり、「共同体を規制し統合する、自然的・政治的な諸関係のすべてを破壊する」ことにある。しかしパークにとって、共同体の紐帯となる諸関係は、自然的秩序としても政治的秩序としても、「従属の連鎖（a chain of subordination）」によって成立している。フランス革命における自由の大義は、すべてのものを水平化・平等化することによって、共同体が抛つて立つ「従属の連鎖」という自然的・政治的諸関係を破壊してしまう。その意味で民主主義の精神は、「隸従」への敵対ではなく、「社会」の秩序そのものに対する敵対となる（WS, IV, 289–90）。<sup>15)</sup>フランスで「民主主義の精神」として語られている理念は、現実政治では自然的・政治的な諸関係としての「従属の連鎖」を解体してアナーキーにならざるをえない、というのがパークの洞察である。

14) 「軍事予算に関する演説」直前の1790年1月にも、パークは名宛人不明の書簡のなかで、「完全なるアナーキー（a total anarchy）は自壊的な事象である」とし、それは軍隊によって秩序を維持するほかなく、「専制主義」を招くと指摘している（To Unknown, 1 January 1790, in Corr, VI, 79）。

15) パークにおいて「自然的秩序」と「政治的秩序」は、一方で「神の摂理」にもとづく道徳規範的な秩序であり、他方で「古来の国制」にもとづく法規範的な秩序でもあり、この二つの側面は「時効」によって媒介されている（土井美徳「国家・古来の国制・文明社会」中澤信彦・桑島秀樹編『パーク読本—〈保守主義の父〉再考のために』昭和堂、2017年、246–67）。したがって、「軍事予算に関する演説」の考察で確認するよう、「アナーキー」という反革命のレトリックは、神の摂理にもとづく道徳規範的な自然的秩序を崩壊させるという意味で「無神論」という革命批判の語用と相関性をもつ。

あつた。

(3) フィッツウィリアムへの書簡 — ‘To Earl Fitzwilliam’ (12 November 1789)

ウインダム宛書簡の後、10月5日から6日にかけてヴェルサイユ行進の事件が起きる。女性を中心とした数千人のパリ市民がヴェルサイユ宮殿に向かって行進を行い、国王にパンの配給を表明させた。翌6日には、武装市民の宮殿乱入によってスイス人傭兵からなる近衛兵が殺害され、これがきっかけとなって民衆が暴徒化して宮殿内に雪崩れ込み、国王一家を拘束し、民衆の目が届くパリへと連行した。さらに、11月2日には、国民議会は、教会財産の国有化を宣言した。バークにとって、ヴェルサイユ行進と教会財産の没収という事態は、<sup>16)</sup> 革命の危険性を認識する決定的な契機になったといってよい。

このように革命の事態が進行するなかで、フィッツウィリアム宛の書簡 (11月12日付)<sup>17)</sup> が認められる。この書簡の段階で、バークの情勢認識のなかに新たに確認できるのは、ヨーロッパの伝統的な国家としてのフランスの「政治的消失」という認識である。このフィッツウィリアム宛書簡の段階でのフランスの「政治的消失」という表現は、バークのフランス革命の情勢認識を考えるうえできわめて重要である。バークはヴェルサイユ行進の事件が起きた時点で、君主制に対する強い敵愾心がパリの民衆に広く渦巻いていることから、君主制としてのフランスの衰退がもはや不可逆のものになったとの認識をもったと考えら

16) Cf. Bourke, *Empire & Revolution*, 610-1. 『省察』でもこの事件は詳しく描写されている。殺害された衛兵の「血煙を浴びた残忍な凶漢と暗殺者の一団は王妃の寝室に突入し、銃剣で寝台を減少突きにしました。…王族はパリの古い宮殿の一つを宿所と定められました。この宮殿がいまや王たちのためのバスチーユと化したのです』(WS, VIII, 121-2 = 『省察』91-2)。そしてこの叙述の後に、有名な次の言葉が語られる。「騎士道(chivalry)の時代は過ぎ去りました。詭弁家、守銭奴、計算屋の時代がそれに続きます。ヨーロッパの栄光は永遠に消え失せました」(Ibid., 127 = 同97)。彼にとって「古の騎士道」とは、ヨーロッパの文明社会を生み出した古来の「習俗(manner)」、「感情(sentiment)」、「意見(opinion)」の体系の起源とされ、それを破壊するフランス革命は、「感情や習俗や道徳的意見についての革命」を意味していた (Ibid., 127, 129, 131 = 同97, 99, 102)。

17) To Earl Fitzwilliam — 12 November 1789, in Corr, VI, 34-7.

れる。<sup>18)</sup> 実際、バークは、フィッツウィリアム宛書簡を執筆する前日に、息子リチャードへの手紙（11月11日付）のなかで、「パリ市民と明確に対峙する人びとはみな逃亡を余儀なくされた」と記している。さらに、翌年1月の名宛人不明の書簡では、ヴェルサイユ行進事件によって「第二の革命（a second revolution）」が遂行されたと述べ、「旧来の統治がかつての権威を回復することはまずありえない」との認識を示している。

フィッツウィリアム宛書簡は、このように君主制としてのフランスの「政治的消失」というバークの情勢認識のなかで執筆されたが、このことはとりもなおさず、フランス革命の影響がヨーロッパの国家体系全体に及ぶ可能性を予見する議論へとつながる。彼はいう。フランスは「西洋国家体系（Western System）の中心に位置する文明化された偉大な国民（Nation）」であったが、その国民が「政治的に完全に消滅」することは、フランスにとっても、ヨーロッパ全体にとっても、多大な不都合を生じさせる。すなわち、君主制を採用した伝統的な国制こそがヨーロッパの文明化の遺産であり、アンシャン・レジームのフランスは西洋国家体系を構成する主要国の一つであったが、しかしその国家はいまや融解しつつある。「フランスの君主制には王位の権威を復興させるエネルギーはないように思われる。君主制の主要な支持基盤であった貴族と聖職者が消滅した」からであると（Corr, VI, 36）。このように、西洋国家体系の中心を構成するフランスの新たな国制への転換は、単にフランス国内の統治形態の問題にとどまらず、ヨーロッパ全体の政局地図を塗り替える危険性を孕んでいると、最初期の段階からバークが認識していたことがうかがわれる。次の言葉がそれを端的に示唆している。フランス国家の利益、さらには人類全体の利益を図るために、「フランスはヨーロッパに専制的に法を与えるような地位に立つべきではない」（Corr, VI, 36）。ここには、フランス革命がヨーロッパの国際秩序を転覆

18) Bourke, *op. cit.*, 611.

19) To Richard Burke Jr., — 11 November 1789, in Corr, VI, 33.

20) To Unknown, — January 1790, in Corr, VI, 79.

21) 君主制の主権国家体制が文明社会の形成において果たした役割を強調する啓蒙の歴史叙述については、犬塚元「歴史叙述の政治思想—啓蒙の文明化のナラティヴ」犬塚編『岩波講座 政治哲学2 啓蒙・改革・革命』岩波書店, 2014年, 27-49.

し、新たな普遍的帝国へと突き進むことを厳しく指弾した後のバークの言説につながる萌芽的な懸念が見られるといえよう。『国王叛逆の総裁政府との講和第三書簡』(1797年)では、こう述べられている。フランスの「新たなシステム」がめざすのは、「普遍的革命 (an universal revolution) を引き起こすことによって、普遍的帝国 (an universal empire) を打ち建てる」ことである。そこでは、「人間の自然権と国家の自然権」と称される理論に依拠した「共同体の新たな法典」がつくられる (WS, IX, 340)。このようにヨーロッパ国際関係におけるフランス革命の脅威は、「軍事予算に関する演説」の考察でも確認するよう、ルイ14世時代の「普遍的君主制 (an universal monarchy)」の脅威とパラレルに捉えられている。

また、この書簡で注目すべきは、バークが1789年の11月の段階ですでに、フランス国内における「内戦」の持つ意義に着目している点である。「内戦」こそが「彼らの統治に秩序を生み出す唯一の機会」であるかもしれない、と。バークは後に、フランスへの介入戦争を正当化する際、フランス国内の内戦状態を根拠事由にして立論しようとしている。『フランスの国情についての考察』(1791)において彼は、エメール・ド・ヴァッテルの『諸国民の法』(1758年)<sup>22)</sup>を参照し

---

22) Emer de Vattel, *Le Droit des Gens*, Paris, 1853. なお、本稿では以下の英訳版を用いた。ヴァッテルはユトレヒト体制の国家間関係を定式化した国際法学者であり、正当な予防行為の基準をこう定義している。「ある国家がひとたび不正義、強欲、高慢、野心の、もしくは帝国的支配の渴望の確たる兆候を示したならば、その国家は近隣諸国にとって嫌疑の対象となり、危険防止の措置をとることは近隣諸国の義務である。その国家の勢力が恐るべき段階にまで達した時点で、近隣諸国が安全保障を要求してもそれに応じようとしないならば、その国家の企図は軍事力の行使によって妨げられるうる」。Vattel, *The Law of Nations*, edited by Bela Kapossy and Richard Whatmore, Indianapolis, 2008, (Book III, Chap. III, § 44), 492. この勢力均衡の論理にもとづく予防戦争の基準は、ルイ14世のスペイン継承戦争を範例に定式化されたものであり、ヴァッテルはユトレヒト条約下での勢力均衡をヨーロッパの国際秩序の基礎としていた。バークにおけるヴァッテルの受容については、以下を参照。Ian Hampshire-Monk, ‘Edmund Burke’s Changing Justification for Intervention’, *The Historical Journal*, 48 (1), 2005, 65–100; David Armitage, ‘Edmund Burke and Reason of State’, in his *Foundations of Modern International Thought*, Cambridge, 2013, 154–171 (平田雅博ほか訳『思想のグローバル・ヒストリー—ホップズから独立宣言まで』法政大学出版局, 2015年, 221–47)。角田俊男「戦争・帝国・国際関係」中澤ほか編『バー

ながら、次のように説明している。「このような現状では（つまり分裂した王国 (a divided kingdom) の状態にある場合）、諸国民の法 (the law of nations) によって、グレートブリテンは他のすべての列強と同様に、自らが好ましいと考えるいざれかの陣営を支援する自由を持つ (is free to take on any part she pleases)」(WS, VIII, 340 = 『論集』695)。バークがここで参照した箇所は、ヴァッテルの『諸国民の法』の第2巻第4章第56節である。バークはヴァッテルの『諸国民の法』の英訳をノートに抜粋してまとめているが、そこでは次のように記されている。「それゆえ、ある国家において内乱が勃発した場合には、外国の列強は、正義が存すると列強にとって思われる側に立って、その党派を支援することができる (Whenever, therefore, a civil war is kindled in a state, foreign powers may assist that party which appears to them to have justice on their side)」。ヴァッテルの介入の正当性の議論で重要なのは、すでに国家が分裂し、内乱状態にあるという前提である。「政治社会の紐帶が解体しているか、あるいは少なくとも君主と人民とのあいだで停戦状態にある場合に、両者は二つの別個の勢力と考えられる」。<sup>23)</sup> バークの反革命戦争と軍事介入の言説においては、革命後のフランスが「内乱」の状態にあるということを前提に議論が展開されている点が重要である。『国王叛逆の総裁政府との講和 第二書簡』に示されているように、フランスとの反革命戦争を、国家間の戦争ではなく、内戦として説明するバークのレトリックは、戦争相手を「國家 (State) としてではなく、党派 (Faction) としてのフランス」に置くことであった。そして、その党派の本質を「精神 (a soul)」の次元に求め、「悪の精神がフランスの政体を占有した」と (WS, IX, 264-5)。それゆえフランスと

ク読本』, 268-89。

23) ヴァッテルの『諸国民の法』に関する研究ノートは、John C. Nimmo版に「付録」として掲載されており、これを参照した。The Works of the Right Honourable Edmund Burke, London, 1887, vol. III, Appendix, 471-482, at 472-3. なお、バークが反革命戦争においてフランスへの軍事的介入を正当化する際に、ヴァッテルをどのように選択的に受容し、どのように読み換えたかについては、本稿の考察に続く1790年代のバークの国際関係思想について考察した別稿で論じる。筆者の見解は、バークは、諸国民の法を触媒しながら、「古来の国制」論の延長線上で汎ヨーロッパ的な「古来の法と習俗の体系」論という独自の国際思想を展開したというものである。

の戦争は、ジャコバン主義という普遍的な悪の精神の党派を相手としたフランスの「内戦」へのコミットメントであり、「ヨーロッパの古来の市民的、道徳的、政治的な秩序 (the ancient civil, moral, and political order of Europe) を支持する者と、それらをすべて改変することを目論む狂信的で野心的な無神論者の党派 (sect) とのあいだの戦争」だとされた (WS, IX, 267–8)。

さらに、フィッツウィリアム宛書簡のなかで興味深い点として、バークは、「神の摂理によるすべてを覆す神秘的な配剤」が「幸運」をもたらすかもしれない記していることである。そして、「一人の人間がすべてを変えるかもしれない。しかし、この人間がいつ、どこで、どのようにして現れるのか」と (Corr, VI, 36–7)。<sup>24)</sup>ここに現れた二つのモーメント、すなわち神の摂理による介入と、英雄的個人による政権掌握<sup>25)</sup>というモーメントもまた、バークの反革命論においてしばしば登場してくる論点である。

いずれにせよ、バークには、フランス革命の出来事は、イギリスの名誉革命はもとより、アメリカの独立革命ともまったく次元を異にする、過去に先例のない新奇の政治現象として映じていたことは確かである。11月15日付のフィリップ・フランシス宛の書簡でもバークは、「フランスで起きている一つひとつのステップが、まったく新しい驚異である」と語っている。こうして、フランスか

24) たとえば、『国王叛逆の総裁政府との講和 第一書簡』では、「摂理が自然の成り行きに大幅な介入をしない限り…」と (WS, IX, 263 = 『論集』929)。バークの摂理史観については、土井美徳「初期バークにおける政治的保守主義の形成（下）——自然的感情、古来の慣習、神の摂理」『創価法学』第43巻第3号、2014年、26–30を参照。

25) しかしこの論点は後に、軍事政権の到来を予見するという文脈で語られることになる。すなわち、政府や国民議会に対する軍隊の「服従 (obedience)」が脆弱化した状態のなかで、「やがて誰か人気のある将軍——兵士を宥める術を理解し、しかも眞の統率精神をそなえた将軍——が出現して、万人の視線を彼の一身に集めることになるでしょう。…しかしそうした事態が発生するまさにその瞬間に、軍隊を真に統率するその人物が貴方がたの主人となり、…共和国全体の主人となるのです」。この予見は、ナポレオンによる軍事的な政権掌握との関連でしばしば注目されるが、ここでバークの推論は、あらゆる既存の「権威」が動搖しているとき、軍隊の将校たちの「服従」精神が弛緩し、彼らが「反抗的」かつ「党派的」となる。この段階に至って「軍事的服従 (military obedience)」を確保できるのは、「個人的資質」にもとづく服従しかない、というものである (WS, VIII, 266 = 『省察』278–9)。

26) To Philip Francis — 15 November 1789, in Corr, VI, 38.

らのさまざまな情報を収集し分析するなかで、フランス革命について思索をめぐらせてきたバークは、11月の段階で、それまで断片的に提示してきた自身の見解を、より体系化された形で表明することになる。シャルル・ジャン・フランソワ・デュポンから届いた書簡に対するバークの長文の返信<sup>27)</sup>がそれである。フィツツウイリアム宛書簡にいたるまでの議論のなかでは、フランス革命の対外的影響については、西欧国家体系の変容という国際関係の文脈では言及されているものの、ブリテンとの二国間関係における帰結についてはいまだ議論されていない。名誉革命とフランス革命との差異を明確にすることで、ブリテン国制を擁護しようとする言説は、デュポンへの返信書簡において「自由」をめぐる解釈という形で前景に現れてくる。

## 2 反革命思想の定式化

### (1) 「自然的中庸」に根ざした社会的自由——理性と熱狂の両義性

『フランス革命の省察』の執筆のきっかけになったことで知られるフランス人青年のデュポンとのフランス革命をめぐるやりとりのなかで、バークは、フ

27) To Charles-Jean-Francois Depont — November 1789, in Corr, VI, 39–50.

デュポンは、1785年にイギリスを訪れた際にバークを訪問し、歓待を受けて以来、自由を擁護する改革者としてバークに尊敬の念を抱いていたため、フランス革命の出来事に対してバークからの賛意的な反応を期待して書簡を送ってきた。当時フランスでバークは、1770年代の著作で推進していた「経済改革 (Economical Reformation)」によって、改革者・自由の擁護者と認識されていた。それゆえ、バークもまた革命を「自由」の大義のもとに当然に賛美するものと誤解したのである。Cf. Lock, Edmund Burke, 246–8. このことは、当時の急進的改革主義者のあいだでも、後のバーク研究者によつても思想的変節と解釈された。バークの一貫性問題については、真鷗正己「アメリカ革命とフランス革命」中澤信彦ほか編『バーク読本』42–68を参照。

28) 『フランス革命の省察』の「はしがき」のなかで、その書簡は1789年の10月頃に認められたとされている (WS, VIII, 53 = 『省察』 5)。しかし、デュポンからの書簡の日付が11月4日であり、バークは11日までそれを受け取っていない (Corr, VI, 33)。したがつて、デュポンへの返信書簡は11月中旬から末までの時期に書かれたものと推測される (*Ibid.*, VI, 39)。また、デュポンへの返信は5000語に及ぶ長文書簡であるが、バークには、こうした長文書簡を認める習慣があった。しかも重要なのは、こうした長文書簡は相手方、もしくはバーク自身が後に印刷することを想定して書かれていたことである。

ンス革命に対する自身の明確な判断を示す。「私は、フランスで現在、繰り広げられている驚くべき光景に多大な関心をもって注視している。それはたしかに、私の心のなかに多くの省察をもたらし、さまざまな感情を生み出してきた」。しかし、いまや「フランスで起こっている事態に対して明確な意見を形成する」段階になっている、と。この書簡でバークが展開したのは、「自由、プロパティ、安全保障」というトピックスをめぐる省察であり、そこには、「現在の限られた情報」のなかで「仮定的」にしか語れないとしつつも（Corr, VI, 46）、『フランス革命の省察』以降の彼の著述において確認される主要な諸要素の多くを確認することができる。そこで以下では、この書簡の内容の思想的意義について検討しておきたい。

ここでの彼の議論はまず、「自由」の観念を起点として展開されている。彼はいう。「自由（Liberty）を望むすべての人びとが自由を手にするに値する。自由は、われわれの功績に対する報償でもなければ、われわれの勤勉による獲得物でもない。自由とは、われわれの相続財産（inheritance）である。それは、人類という種の生得権（birthright）である。われわれは自由に対する権利を喪失することはできない」（Corr, VI, 41）。バークはここで自由を、一方で人類の「生得権」として言及しつつも、同時にそれを「相続／世襲」の概念で読み換えようとしている。後に『省察』のなかで、彼は「自由」をこう定義している。「マグナ・カルタから権利宣言に至るまで、われわれの国制の不变の方針であったのは、われわれの自由を要求し主張するにあたって、それを、祖先から発してわれわれに至り、さらには子孫にまで伝えられるべき限嗣相続財産（entailed inheritance）とすること、またこの王国の国民にだけ特別に帰属する財産として、なんにせよそれ以外のより一般的な権利あるいは先行的な権利などとは結びつけないこと、であった」（WS, VIII, 83 = 『省察』43）。ここでいう限嗣相続とは、世襲財産は家産であり、現所有者は使用と収益の権利は持つが、土地や元本は処分できず、次の世代に相続すべき制度をいう。バークは、

---

(Lock, *Edmund Burke*, 246)。その意味で、デュポンへの返信書簡は、私信であるとともに、ブリテンおよびヨーロッパの読者公衆を広く名宛人としたバークの公的な反革命の思想表現のための足掛かりとして入念な準備の下に執筆されたものであるといえる。

自由の社会的制約性を説明するうえで、コモン・ロー上の法定相続制度の考え方を参考している。<sup>29)</sup>

このように、バークは、自由がもつ人類固有の価値を肯定し、自由を求める精神については認める。しかし彼にとって重要であったのは、自由の意味内容であり、それを享受する様態としての「社会性」の要件であった。フランス革命の自由の大義をめぐるバークの批判の照準点は、「自由」に本来ともなはずの「社会性」の喪失という点にあった。初期の思索のなかで彼が問いかけていたのは、自由を求める際の〈社会性の喪失〉あるいは〈獰猛性の発現〉がなにゆえに起きているのか、であった。彼はこの問いを、「理性的能力 (rational faculties)」の「濫用」あるいは「忘却」という点から説明する。すなわち、理性とは、忘却された場合にも、濫用された場合にも、「獰猛な御しにくさ」を生み出し、それが人間をして「悪と暴力」に駆り立て、人間の持つ「社会性」を破壊し、「野生の猛獸」のごとき存在へと変えてしまう、と (Corr, VI, 41)。

バークは、フランス革命に初めて言及した前述のチャールモント伯宛書簡において、自由を求める際の「獰猛さ」が何に由来しているのかという問い合わせで提起していたが、その思索の結論の一端がデュポン宛書簡のなかで示されたといえよう。結論を先取りしていえば、一方における「理性の忘却」と、他方における「理性の濫用」がそれである。前者の問題は、熱狂という情念に対する〈抑制力〉の欠如として、後者の問題は、理性の抽象的推論による〈完全性〉の弊害として論じられる。両者はそれぞれ異なる働きにおいてではあるが、どちらも「極端さ」を生み出す原因となる。それゆえ、「理性の忘却」による熱狂の問題性を論じる際にも、「理性の濫用」による完全性の弊害に言及する際にも、彼は「自然的中庸」という概念を軸に展開しているのである。

バークはしばしば「理性」と「熱狂」の対概念を議論しているが、興味深いのは、彼が理性に対しても熱狂に対しても両義的な態度を示している点である。<sup>30)</sup>

29) 土井美徳「エドマンド・バークの政治的保守主義——神の摂理としての自然と「古來の国制」——」『創価法学』第40巻第1号、2010年、109–116。立川潔「エドマンド・バークの社会認識とコモン・ローにおける身分概念」『成城大學經濟研究』第218号、2017年、393–4。

30) 理性と熱狂への両義的な態度は、法曹学院時代の「ノートブック」における思索の頃

彼はフランス革命の自由を求める「熱狂」に対して懸念を抱く一方で、政治の実践を理論的に把握する型の「理性」の行使に対しても警戒している。彼が重視するのは、「中庸」である。「中庸は、熱情（Zeal）や熱狂（Enthusiasm）に敵対するものではなく、それらを許容する十分な余地がある」。熱狂に対する「抑制」とは、原理にもとづく抑制であり、理性にもとづく抑制にほかならない（Corr, VI, 50）。このようにバークは熱狂の情念を完全に否定するわけではない。理性にもとづく抑制によって、熱狂と理性との均衡を図る「中庸」こそが重要だというのが彼の真意である。したがって、自由を求める精神もまた「理性の忘却」によって熱狂的に駆り立てられることはあってはならない。と同時に、本章第3節で後述するように、「理性の濫用」によって理論的な完全性において追求されるべきでもなかったのである。

バークは、このように「理性の忘却」と「理性の濫用」とのあいだの「中庸」に根ざした様態において「自由」を位置づける。彼によれば、「自由（Liberty）」とは、「放縱（freedom）」に対する強力な「抑制力」を前提としている。さもなければ、「盲目的で粗暴な情念にもとづく専制（despotism）」という、「あらゆる隸属のなかでも最悪のもの」を生み出してしまう、と。バークは、「私が愛好し、すべての人間がその資格をもつと私が考えるところの自由が何であるか」について説明していく。自由とは、「孤立した、相互の結びつきをもたない、諸個人の利己的な自由」ではない。「すべての人間が彼自身の意思（will）」によって自己の行為全体を統制できる」かのような自由ではないのである。「私の考える自由とは、社会的自由（social freedom）である」。すなわち、「自由がそれに見合った抑制力によって保障されている事物の状態」が必要である。自由とは、「正義の異名」にほかならないのであって、「賢明なる法によって確証され、適切に構成された制度によって保障される」ものでなければならない。「習俗（manners）のなかに組み込まれ、正義と同一視できる自由は、それが何であるかを考えることのできるすべての人にとって、このうえなく親愛なるものであるに違いないと、私は確信する」。しかし、「自由と正義とが分離されている場

---

から一貫して確認される。土井美徳「初期バークにおける政治的保守主義の形成（上）—自然的感情、古来の慣習、神の摂理」『創価法学』第43巻第2号、2013年、112-23を参照。

合にはつねに、私の意見では、そのどちらもが安全なものではなくなる」と(Corr, VI, 41-2)。

このようにバークにとって、〈法と習俗がもつ抑制力によって正義と結びついた自由〉こそが、眞の自由であった。そして、「自由の資格要件となる正義」を涵養した人びとが、「各国家 (States)」の成員として、「自由を永続化し保障すべく形づくられた国制」によって権利を手にする。このように、バークは、「自由を基礎づける合理的枠組み (a solid and rational scheme of Liberty)」を重視する。こうした社会的政治的な条件を欠いた自由は、共同体において「意思のモーメント」を前景に押し出し、それを「理性と正義」の上位におくことによって、「意思による危険な排他的支配 (dominion)」に道を拓く。こうしてバークは、意思による「選択 (choice)」のもつ危険性を指摘する。「一人の人間の専制的な恣意」とは異なる型の専制、すなわち「共同体における多数者の専制的な恣意 (the arbitrary pleasure of many Persons)」が、同胞市民の公正で平等な権利に対して耐えがたき苦難を圧しつける状況」が、それである(Corr, VI, 42)。それぞれの「市民」は、「公共の問題に対して自己の感情を、流行する支配的意見と対立していたとしても、自身の生命や安全を危険にさらすことなく堂々と表現できる」ことが重要であり、それは、一方における「人類一般の親交」と、他方における「地方的、偶然的な結合のなかでの自然的共感」の双方を喪失しないすべての人びとが望むところであり、「国制」はこうした「原理」にもとづいて確立されなければならない (Corr, VI, 43)。ここには、「群衆 (multitude) の専制」というバークの後の言説の原型が、すでにはつきりと表れているといえよう。

## (2) 戦争の正当事由と統治形態の問題

バスチュ襲撃事件以降のバークの一連の書簡からうかがわれたのは、フランス革命がイギリスの名誉革命やアメリカの独立革命と同様に自由の精神を追求するという政治現象でありながら、過去に先例のないまったく新たな事象であると、バークが最初期の段階から認識していたという事実であるが、デュポン宛書簡のなかでもこう記されている。フランス人は現在、「新しい事象秩序のなかに生きており」、その「統治計画」は、過去の「経験から語ることのできな

い」ものである。それゆえ、「フランス国家が最終的な形態を手にするまでには、これまで経験したことのない多種多様な事象」を経過し、「混沌と暗闇」の流転をたどるであろう、と (Corr, VI, 46)<sup>31)</sup>。そして注目すべきは、こうした革命の見通しのなかで、バークがこの段階すでに「戦争が…必要となるかもしれない」と意識していた点である。デウポン宛書簡では、「戦争の権利 (the Rights of War)」が何であるかについて語られている。彼によれば、戦争の諸権利を行使するには、その前提として「われわれがそれらを正当化しうる状態に明白にある」ことが必要である。「われわれの祖国に甚大な敵対的行為が行使される」という、戦争の形式的要件と明白な判断基準が必要であり、いかに党派的な闘争が激しくとも、意見の対立が暴力性を帯びたとしても、それだけでは「戦争とはいえないし、何らかの戦争の権利を行使することを正当化することはできない」、と (Corr, VI, 47-8)。このようにバークは、フランスの革命政府とのあいだでありえる戦争について、〈戦争の法と権利〉を定式化した国際法の原則を参照しながら、思索を進めていたといえる。前述のフィッツウィリアム宛書簡の「内戦」をめぐる議論と併せて、バークがかなり早い段階から反革命戦争の可能性を意識していたことが推察される。

バークは、デウポンへの書簡のなかで、上記のように「戦争の諸権利」に言及した後に次の段落で「統治形態」の問題を論じている。「ある統治形態が他の統治形態よりも優れているということはありえる。そして、この統治形態の差異は、闘争するに値しうる」とバークはいう。もとより、バークは統治形態の問題一般を戦争の正当事由として考えようとしていたわけではない。それは明らかに、ヴァッテルが『諸国民の法』において定式化した当時のユトレヒト体制の原則に抵触するからである。そもそもバークにとって統治形態は多様であ

31) ウィンダムに見られたように、フランス革命を評価する者には、1789年秋の段階ですでに革命は完結したものと楽観的に捉えられていた。Lock, *Edmund Burke*, 245, n.7. しかしバークは、革命の性格を原理的に洞察するなかで、フランス国内の統治においてもヨーロッパの国際関係においても、いまだ歴史の端緒にあるとの情勢認識をこの時点で示していた。こうした認識は後の革命戦争のさなかにも維持されており、『国王叛逆の総裁政府との講和 第一書簡』(1796) で彼は、「われわれは大規模な危機の始まりに立っている」(WS,IX,193 = 『論集』 857) と記している。

32) 「すべての国家は自らが適切だと考える形で統治する権利を持ち、いかなる国家も他国

ることを前提としている。すなわち、「それらの統治形態のどれかを優遇することを意味しているわけではない。…それらを平準化することを考えているわけでもない」。統治形態の問題は、「深遠な人間の叡智」にもとづく「創意工夫 (contrivance)」の問題にほかならない (Corr, VI, 48)。このようにバークには、統治形態の優劣を一義的に論じるという発想はない。統治の具体的な形態は、人間の叡智の産物として多様に存在しえるものであり、そこには中庸と寛容が求められるというのが、バークの考え方である。この論理からは、国内の統治形態の問題をめぐって介入戦争が正当化される余地は本来存在しない。統治形態の問題を「正当な戦争」の事由と結びつけることは、当時の国際法が想定する西欧国家体系の原則とも、バーク自身の統治の理念とも相容れない。問われるべきは、フランスの革命政府がなぜこのスキームの適用外に置かれたのか、<sup>33)</sup>である。

ここで重要なのは、政治的な創意工夫とは、「人間の権利」にもとづいてなされるべきものではないという点である。バークは、「人間の権利」について語る言説は賢明さに欠けている、と指摘する (Corr, VI, 48)。つまり、「人間の権利」という抽象的原理にもとづく「民主主義の精神」は専制主義にいたる危険性をもつとともに、その精神は感染力をもつ。本稿（下）で詳述するように、バークは、1790年2月の「軍事予算に関する演説」において、「感情の類似性 (a similarity of sentiment)<sup>34)</sup>」による専制主義の感染拡大という議論を展開している。「民衆の性格は中庸を知らない」がゆえに、「獰猛で血にまみれた…専制的な民主主義を過剰なまでに模倣する」ことになる、と (WS, IV, 285-6)。

このように、予防のための介入戦争の論理が想定する従来の脅威概念を超えた新たな型の脅威をバークは認識していたといってよい。彼が統治形態の差異

の統治に干渉する権利は持たない。このことは国家の自由と独立の明白な帰結である」。Vattel, *op.cit.*, (Book II, Chap. IV, § 54), 289. バークの研究ノートにおける前述の内戦の記述は、この箇所に続く部分である。

33) このスキームそれ自体は、別稿で改めて詳述するが、1790年代のバークの言説のなかで実は終始維持されていたと考えられる。

34) バークは、ある種の観念が「感情の類似性」によって「感染」することを、「人類の精神の自然的習性 (the natural mental habits of mankind)」であると説明する (WS, IV, 286)。

を戦争の正当事由との関係で問題化しようとしたのは、フランス革命によって誕生した新たな国家観が他国に対するイデオロギー上の潜在的脅威を本質的に孕んでいると考えたからであった。そして、このイデオロギー的感染性の問題は、1791年の『フランスの国情についての考察』においてさらに本格的に展開されることになるが、そのモーメントは、すでにデュポン宛書簡のなかに萌芽的なかたちで現れていたといえる。<sup>35)</sup> バークの戦争論の特徴は、急迫不正の侵略行為に対する防御戦争と差し迫った現実的な脅威に対する予防のための攻撃戦争という伝統的な戦争論において、後者の〈脅威〉の性格をイデオロギー的次元において把握し直した点にあるといえよう。

その際に問題であったのは、フランスにおける民主主義の問題はたとえそれがいかに過剰なものであったとしても、国内の統治形態の範疇に属する事柄であり、当時の国際法の枠組みに依拠するならば、統治形態を事由とした内政干渉は許容されえない。また、それは、そもそも統治形態に多様性を認めるバーク自身の理解とも自己撞着しかねない論点であった。バークの思索に見られるのは、統治形態を事由とした介入を否定する国際法上の前提と、人間の創意工夫の積み重ねにもとづくがゆえの統治形態の多様性に関する彼自身の政治理念と、いかに矛盾しないかたちでフランスの「民主主義の精神」にもとづく「統治計画」に対する介入を可能にする論理とレトリックを展開するかという思考であった。この思考作業は、1790年代のバークの一連の著述において継承されていく。

35) 『フランスの国情についての考察』(1791年)では、バークは、イデオロギーに相当する意味内容を、「意見 (opinion)」もしくは「意見にもとづく利益 (interest in opinions)」という術語で表現している (WS,VIII,343 = 『論集』698)。「意見」のもつ働きとそれが与える国内的・国際的な帰結を、彼は『国王叛逆の総裁政府との講和 第三書簡』のなかで、こう定義している。「意見はしばしば感情 (affection) を導き、指導する」。これによって人びとは、彼らの「出生の祖国」よりも「原理の祖国」に対して、よりいっそう「愛着をもつ (attached)」ようになる (WS,IX,310)。バークは、統治における「愛着 (attachment)」の重要性をしばしば強調しているが、この点が、プライスの「祖国愛」論への批判にもつながっている。

36) Cf. Vattel, *op.cit.*, (Book III: Of War, especially, Chap.I, III), 469–500.

### (3) 政治的創意工夫と未完の実践的完全性

フランスの「民主主義の精神」が専制主義の帰結を孕み、精神の感染性を持つという議論は、「完全性」をめぐる論点とも関係している。バークにとって統治形態の問題は、「人間の叡智」にもとづく「創意工夫」に委ねられ、一定の多様性が存在すべきであったが、「人間の権利」という抽象的原理は、その政治的作為が一義的な性格を帯びていて、その一義性が〈極端さ〉と〈非寛容さ〉を生み出すという問題性を孕んでいた。彼はこうした観点から、フランス革命による国家機構改編がもつ危険性について省察を進めていく。

バークの批判点は、物理的暴力による統治形態の改変それ自体に向けられているわけではない。彼はいう。たしかに「明らかに邪悪で虐待的な統治は改変されるべき」であり、もし「改革」による変更が不可能な場合には、必要に応じて「暴力」による改変もあり得る、と。彼にとってフランス革命の問題の核心は、暴力による統治形態の改変ではなく、それが「統治機構における完全性 (perfection)」を追求した型の暴力的な改変だという点にある。言い換えるならば、統治形態の改変においては、採りうる「手段 (means) の許容度」、すなわち創意工夫のための「自由な裁量 (latitude)」が許容されていなければならなかつた。バークによれば、「事象を本質的 (essential)、根本的 (fundamental) に構成する」ことは、あらゆる人間の創意工夫に「根源的な脆弱性 (a radical infirmity)」を生じさせることになるがゆえに、「政治的機構 (political Mechanism)」に完全性を求めるこにも必然的に「脆弱性」がともなう。反対に、政治的機構のなかに一定の「欠陥 (defect)」が存在することによってこそ、統治の本質主義化・原理主義化に歯止めがかかり、政治原理を「統御し、緩和し、穩健にする (moderate)」ことが可能となる。そしてそれが、「理論的な完全性が生み出す諸悪に対する必要な矯正になる」と。したがつて、統治において「欠陥とは許容されるべきものであつて、未来の時代において解決されうる」ものである。「未来」において解決されるべき現在における不完全さがあつてこそ、「政治における第一の徳」である「賢慮 (prudence)」が発揮される。未完の不完全性に支えられた賢慮の働きが、「抽象的な觀念のもつ完結した完全性 (the full perfection)」へと突き進むことを回避し、「一定の限定された計画」で統治の問題を考えることを要請する。こうした〈賢慮にもとづく限定〉

を超えた完全性の追求は、「コモンウェルスの全体的構造を粉々に引き裂いてしまう」。したがって、統治の範疇においては、「手段と目的」との関係性でいえば、「完全性で劣る」手段のほうが「より望ましき」目的を達成できるのである（Corr, VI, 48）。<sup>37)</sup>

バークがここで強調しているのは、「理論における完全性と実践における完全性とは異なる」という点である。つまり、「実践における完全性」とは、現在において不完全さを許容し、その完全性の追求を未来に委ねることであり、そこに人間の創意工夫を可能とする賢慮が働く。こうした賢慮は、統治において原理主義的な〈極端さ〉と〈非寛容〉さが生ずることを回避し、「中庸」を求める。彼はいう。「国家のなかのあらゆる変化において、中庸（Moderation）こそが、穏和なだけでなく強力な一つの徳となる」。中庸の徳は、為政者の権力を「叡智」と「仁愛（benevolence）」のなかに置く。一方、「群衆の声（the voice of Multitude）」、すなわち「思慮に欠けた公衆の意思」が生み出す熱烈な願望は、「壯麗で冒險的な両極端（extremes）」へと走る以外の経路を生み出さない。中庸の徳は「深い勇気と十分な省察」とによって、統治に「節度」を与えるのである（Corr, VI, 48-9）。

以上のように、バークの考えでは、実践領域における完全性とは、理論的な完全性とは異なり、共時的・空間的に完結する閉じた体系において求められるべきものではなく、「未来の時代において解決されうる」との言葉に示唆されている通り、通時的に把握された歴史的連續性のなかに未完の状態で開かれていくなくてはならなかった。国家の統治に関しては、理論的抽象的な完全性を排して、時間軸のなかで把握された実践的な完全性こそが必要になるというバークの観念は、『省察』のなかでも次のように展開されている。すなわち、国家における「協働／組合（partnership）」とは、「すべての学問における協働」、「すべての技芸における協働」、「すべての美德における、またすべての完全性（perfection）における協働」である。「こうした協働の目的は、多くの世代を

---

37) 『省察』でもバークは、自然権のもつ「抽象的な完全性（abstract perfection）」は、統治においては「実践的な欠陥性（practical defect）」になると指摘している（WS, VI-II, 110 = 『省察』77）。

重ねてもなお達成されえないがゆえに、現在生きている者のあいだの協働たるにとどまらず、現存する者、すでに逝った者、そして将来生を享くべき者のあいだの協働となる」(WS, VIII, 147 =『省察』123)<sup>38)</sup>。その意味で、統治の領域においては、「理性の濫用」によって〈未完〉を完結させてしまうことは、〈極端さ〉を生み出すとともに、人間の〈獰猛さ〉を喚起させることにつながる。反対に、「未完」を維持することは、「賢慮」の範域を確保し、変化の相のなかで極端さを排する「中庸」の精神を働くかせ、〈獰猛さ〉を回避する寛容の態度を生み出す、というのがバークの理解であったといえよう。さらに後述するように、バークのこうした革命批判の論理は必然的に、彼がフランス革命の本質を無神論に求める見方へとつながっていくことになる。「理性の濫用」による「理論的な完全性」の追求は、彼の見るところ、無神論と等価であり、この点にこそフランス革命に現れた類を見ない〈獰猛さ〉が発現していると考えられたのである。ここには、フランスの啓蒙思想に対するバークの批判的なまなざしと、その対比において保守主義的な思考が端的に表現されている。しかしその思考は、この書簡の議論全体が「自由」を起点に展開されているように、保守反動の思想ではなく、自由主義の系譜で文明社会のありようを問うた啓蒙のヴァリアントとしての言説にほかならない。<sup>39)</sup>

38) 世俗国家の実践的な完全性を、歴史的連續性のなかで〈未完〉の状態として把握する一方で、バークは、理念としての完全性を神の存在の秩序に求める。「神は国家を欲し給い、またその国家があらゆる完全性の源泉たり大原型たるものと結合することを欲し給うた」と(WS,VIII,148 =『省察』125)。したがって、バークの革命批判は無神論の観点からも展開される。このような神の摂理における存在論的な完全性と、世俗国家における実践的な未完の完全性とをつなぐ位置にあるのが、バークの「時効(prescription)」の観念である。彼は、フランス革命によって誕生した国制が「限りなく完全なものとなることを期待されている」点を批判し、「その帰結が良きものであるか否かを検証することの重要性を強調している(The Parliamentary History, XXIX, 368)。このように〈未完〉の完全性は、〈時の検証〉の論理と結びついている。国家、神の摂理、時効をめぐるバークの観念については、以下を参照。土井美徳「国家・古来の国制・文明社会」246-267。同「時効の政治学としての「古来の国制」論——バークの保守主義とイギリス立憲主義」『創価法学』第40巻第2号、2010年、25-62。

39) バークを啓蒙のヴァリアントとして把握する研究として、中澤信彦『イギリス保守主義の政治経済学——バークとマルサス』ミネルヴァ書房、2009年；土井美徳「バーク——モダニティとしての古来の国制」犬塚編『岩波講座 政治哲学2 啓蒙・改革・革命』、175-98。

以上のように、フランス革命による国家機構の改編に孕まれている危険性について、バークは、「理論的な完全性」の点にみている。それは、政治的実践の領域において本質主義と原理主義の特性を生み出すことになる。こうした傾向が、「多数者 (multitude)」の「意思」および「熱狂」と結びついたときに発現している〈獰猛さ〉を、バークは最も危険視している。そして、それは論理的に、フランス国内の統治形態の問題にはおよそ取りえないという点に、バークの懸念があったといえよう。つまり、1789年秋ごろの段階での彼の関心の焦点は、フランス国内において起こった前例のない新たな政治現象が、ヨーロッパ全体の秩序や国際関係にどのようなメカニズムで影響を及ぼすのか、という点にあったと考えられる。その思索の帰結は1790年2月の軍事予算演説のなかで展開され、その問題意識は、その後の1790年代のバークの一連の著述を貫くライトモチーフとなっている。

このようにデュポンへの長文の書簡は、フランス革命後にバークが展開する一連の議論の基本的な要素と思考様式をすでにかなりの程度、含んでいるといってよい。その個々の言説の背後に、バークが積み重ねていた思索のモーメントをつむぎ合わせながら分析する時、『省察』以降の著述で展開される彼の思想の雛形が、1789年11月頃の段階でほぼ形成されていたことがうかがわれるのである。もとより、この段階では、〈内乱〉、〈戦争〉、さらには〈統治形態の問題をめぐる介入〉といった争点は、推論にもとづくありえる可能性として意識されているにとどまっており、明確な判断が示されているわけでも、またそれを支えるロジックが出来上がっているわけでもない。その証拠に、バークは、1790年1月の段階で、フランス革命の動乱が人間の社会的な本性あるいは本能によって最終的には収束するはずだとの見解も他方で示している。彼はある名宛人不明の書簡のなかでこう記している。人間は「社会的動物 (a gregarious animal)」であり、「その自然的性向に適する便宜性を次第に積み上げていく」。それゆえ、フランス革命の「この奇妙な出来事も、いつかはより住みよい形態 (habitable form) を呈してくるかもしれない。魚介も最後には自己に適した殻をつくるものだ」と。このように、バークは、革命による政治的混乱も、〈社交性〉という人間の本性あるいは本能によって長期的には克服されていく可能性も想定している。<sup>40)</sup>

しかしながら、彼のこうした両義的な態度は、フランス革命の抛って立つ原理が、人間の社会性それ自体を破壊し、人間の本性を必然的に獰猛化させるものであるとの認識に至った時に放棄される。社交性の本能による解決という楽観的見通しを完全に放棄するのは、おそらく、バークがフランス革命の抛って立つ原理に、「理性の忘却」と「理性の濫用」のうち、後者と結びつく形で「無神論」が支配しているとの確信を固めたことと関係があるものと思われる。それゆえ、〈無神論がもたらす人間の獰猛性〉という論点が、後述する「軍事予算に関する演説」のなかで展開されることとなる。

### 【付記】

※本稿は、2020年度科学研究費「基盤研究C」の研究成果の一部である。

(本学法学部教授)

---

40) To Unknown — [January 1790], in Corr, VI, 80.